

## 平成29年山形村議会第3回定例会

### 議事日程（第4号）

平成29年9月15日（金曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
《追加提出議案 提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 2 同意第 5号
- 日程第 3 同意第 6号  
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 29請願第 4号
- 日程第 5 29請願第 5号
- 日程第 6 29請願第 6号  
《既提出議案、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 認定第 1号
- 日程第 8 認定第 2号
- 日程第 9 認定第 3号
- 日程第10 認定第 4号
- 日程第11 認定第 5号
- 日程第12 認定第 6号
- 日程第13 認定第 7号  
《既提出議案、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第14 議案第33号
- 日程第15 議案第34号
- 日程第16 議案第35号
- 日程第17 議案第36号
- 日程第18 議案第37号

日程第 1 9 議案第 3 8 号

日程第 2 0 議案第 3 9 号

日程第 2 1 議案第 4 0 号

日程第 2 2 議案第 4 1 号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 3 発議第 3 号

日程第 2 4 発議第 4 号

日程第 2 5 発議第 5 号

日程第 2 6 発議第 6 号

日程第 2 7 付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出について

日程第 2 8 閉会中の所管の事務調査の申出について

日程第 2 9 議員派遣の件について

閉会宣告

---

出席議員 ( 1 2 名 )

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君	1 1 番 赤 羽 千 秋 君
1 2 番 三 澤 一 男 君	1 3 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員 ( なし )

---

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	教 育 長 根橋範男 君
代 表 監 査 員 笹野初雄 君	会 計 管 理 者 小林好子 君

総務課長 赤羽孝之 君

税務課長 村田鋭太 君

住民課長 塩原美智代 君

子育て支援課長 百瀬尚代 君

保育園長 宮澤寛徳 君

産業振興課長 藤沢洋史 君

建設水道課長 篠原雅彦 君

教育次長 上條憲治 君

総務課  
財政係長 宮越卓也 君

---

事務局職員出席者

事務局長 旗町通憲 君

書記 神通川直美 君

---

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには事前に許可が必要となります。

報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

出席要求者の堤保健福祉課長から欠席届が出ております。

（午後 1時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番、上条浩堂議員、3番、新居禎三議員を指名します。

---

◎追加提出議案提案説明、審議、表決

○議長（平沢恒雄君） これより議事に入ります。

最初に、本日追加提案されました議案について、審議、表決を行います。

日程第2、同意第5号から、日程第3、同意6号までを一括議題とします。

書記をして、各議案の朗読を行います。神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題といたしました同意第5号から同意第6号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 同意第5号及び同意第6号の「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案説明を一括して申し上げます。

教育委員4名のうち、平林昌廣氏と竹下貴子氏の2名の委員が平成29年9月30日をもって任期満了となります。

平林昌廣氏については、前任者の残任期間である1年3カ月を教育委員として務めていただきましたが、これまでの同氏の経験を生かし、引き続き教育行政の運営に力を発揮していただきたく、再び教育委員に任命しようとするものです。

また、竹下貴子氏につきましては、平成21年10月1日から2期8年、教育環境が大きく変化する中、教育委員として村の教育行政にご尽力をいただきました。竹下氏の任期満了に伴いまして、新たに窪田典子氏を教育委員に任命しようとするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、平林昌廣氏、窪田典子氏とも人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し識見を有しておられ、適任であると考えますので、よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第5号、同意第6号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。

よって、同意第5号、同意第6号の議案につきましては委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩をします。

休憩。

(午後 1時35分)

---

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました同意第5号の議案についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、同意第5号「教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案を同意することに決定しました。

日程第3、同意第6号の議案についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、同意第6号「教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案を同意することに決定しました。

---

#### ◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（平沢恒雄君） 委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情のうち、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果表のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

○福祉文教常任委員長(上条浩堂君) 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る9月13日に委員会審査を行い、29請願第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

29請願第5号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

29請願第6号「長野県梓川高等学校の存続・発展を求める意見書を長野県知事に提出するよう求める請願」については採択とし、措置として、長野県知事、長野県教育長、長野県議会議長に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑ありませんか。

質疑ないので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について、討論、採決を行います。

日程第4、29請願第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本請願を採択とするに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、29請願第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」は採択と決定しました。

日程第5、29請願第5号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本請願を採択とするに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、29請願第5号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」は採択と決定しました。

日程第6、29請願第6号「長野県梓川高等学校の存続・発展を求める意見書を長野県知事に提出するよう求める請願」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

最初に、反対の議員の討論を許します。ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 次に、本請願に賛成の議員の討論を許します。

西牧議員。

○9番(西牧一敏君) 賛成の立場から討論をさせていただきます。

梓川高等学校は、100有余年という歴史を持っております。西部地区においては、県立としてはこのあたりでは唯一の高校でございまして、以前は農業という観点からたくさんの卒業生が輩出され、今なお現在農業の運営にしっかりと基盤を築いているというのが現実でございます。そういう中から、この地域としてはなくてはならない高校であるということはやはり確実なる位置づけであると、このように思うわけでございます。

また、現在もこの地区において、波田、それから鉢盛、それから梓川、それから南安曇、それから高綱と、このような地域から約6割の方々が通学しておられると。また、地域の発展のために、卒業生がしっかりとその責務を担っているというのが現実でございます。



また、これからにおいては、この近くに梓川の近く、宮地鉄工というところに松本市民病院の移転というような計画もございます。そういう上からいったときに、梓川高校のあのあたりは交通の利便からしてもなおかつ充実してくるし、また、勉学の場としても非常に環境のいいところというようなことでございます。

また、この西の地区においては中心的な存在であるということから、ぜひ、存続ということで、私は賛成の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） それでは、討論を終結し、直ちに採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、請願第6号「長野県梓川高等学校の存続・発展を求める意見書を長野県知事に提出するよう求める請願」については採択としました。

---

#### ◎認定第1号～認定第7号

○議長（平沢恒雄君） 既提出議案の審査、表決を行います。

日程第7、認定第1号から、日程第13、認定第7号までの、既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりですが、ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 新居禎三君 登壇）

○総務産業常任委員長（新居禎三君） 総務産業常任委員会付託議案の審査結果を報告。

総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果のご報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月12日の審査の結果、次の

とおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

認定第1号「平成28年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」の所管の款・項、認定第5号「平成28年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第6号「平成28年度山形村水道事業会計決算認定について」、認定第7号「平成28年度山形村下水道事業会計決算認定について」以上の4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月13日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「平成28年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」の所管の款・項、認定第2号「平成28年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「平成28年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「平成28年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」以上4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

それでは、認定第1号「平成28年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論ありますか。

討論を行います。

本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

竹野入議員。

○10番(竹野入恒夫君) 10番、竹野入恒夫です。賛成の討論をいたします。

28年度の決算書の歳入では、補助金や交付金に内訳が載ったことに対して高く評価いたします。

歳出では、土木費の中で、道路維持費の中の地域づくりから出た、実行した要望について、㊦と入っていたことにわかりやすくなっているので評価いたします。

28年度の決算を見ますと、主な事業は、1、未来を担う山形村の園児のため空調設備工事に約300万円、2、グリーンロードの道路舗装補修事業に約1,700万、まだまだ不具合な防災無線整備事業に2億5,000万など、山形村にとって必要な事業でした。

しかし、スカイランドきよみずの施設管理費の約1,700万円のほかに、サウナヒーターの更新で900万、和室の空調更新で1,000万、そのほかに、修繕費の中にもスカイランド原材費などが含まれていると聞きました。村民の関心の多いスカイランドきよみずであります。

村民の方に聞かれたときにいくらかかるかわかるように、29年度の決算では、スカイランドきよみずでかかった全ての経費が1カ所にまとまるような工夫を望みます。

以上で賛成の討論をさせていただきます。

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) それでは、討論を行います。

最初に、反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。賛成の討論を行います。

世の中を見ましても、今朝、弾道ミサイルが北朝鮮から発射され、前回より1,000キロメートル多い3,700キロというものでした。これは、この問題においては

いろいろありますが、平和的な解決をといるのを基本においてやってほしいと思います。

また、村においては、今朝、上大池地区でカモシカが出るという事件が起きていますが、今、カモシカが鳥獣ということではありませんが、村においても鳥獣被害問題において大変苦慮していますが、今年からまたさらに力をいれるということで期待したいと思います。

さて、２８年度の決算ですが、問題点としましては、コンビニ証明交付システム事業などはまだまだカード利用は少なく、マイナンバーにおいてのこのコンビニ証明システム自体費用対効果がまだあまり認められていません。住基カードにおいてもほとんど利用がなく、どこかへ消えてしまった事業ですが、この住基カード、マイナンバーにおいても少し疑問が残ります。

そういう中でも、またよい点としては、消防の機動服や農村基盤整備事業、多面的機能支払交付金事業で、竹田地区の水と環境を守る会や山形村みどりと環境を守る会など、地域での活動が活発になっています。また、福祉バスの見直し事業や子どもの医療費の問題などたくさんよい点もありますので、新たな年度に向けての期待も含めまして賛成討論とします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定するものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、認定第１号「平成２８年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案認定することに決定しました。

日程第８、認定第２号「平成２８年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、

原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第2号「平成28年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案認定することに決定しました。

日程第9、認定第3号「平成28年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第3号「平成28年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案認定することに決定しました。

日程第10、認定第4号「平成28年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、認定第4号「平成28年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案認定することに決定しました。

日程第11、認定第5号「平成28年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、認定第5号「平成28年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案認定することに決定しました。

日程第12、認定第6号「平成28年度山形村水道事業会計決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、認定第6号「平成28年度山形村水道事業会計決算認定について」は、原案認定することに決定しました。

日程第13、認定第7号「平成28年度山形村下水道事業会計決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、認定第7号「平成28年度山形村下水道事業会計決算認定について」は、原案認定することに決定しました。

---

◎議案第33号～議案第41号

○議長（平沢恒雄君） 引き続き、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第14、議案第33号から、日程第22、議案第41号までの、既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

新居禎三総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 新居禎三君 登壇)

○総務産業常任委員長(新居禎三君) 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果のご報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月12日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

議案第37号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」、議案第38号「平成28年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」、議案第39号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第3号)」の所管の款・項、議案第41号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」以上の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(平沢恒雄君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

○福祉文教常任委員長(上条浩堂君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月13日、審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第33号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例」、議案第34号「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例」、議案第35号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例」、議案第36号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第39号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第3号)」の所管の款・項、議案第40号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」以上6議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、報告申し上げます。ご審議お願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

日程第14、議案第33号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

討論を行います。

それでは、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。この「山形村子ども医療費給付金条例の一部を改正する条例について」であります。今までずっと子どもの医療費無料化についてと同じぐらい窓口無料については母親の願いでもありました。一旦医療機関へ払わないといけないということで、かなり医療機関にかかりにくいという声も聞いていましたし、ずっとこの窓口無料というのは念願でありましたので、ようやくここで実現したということで大変よいことだと思います。続いて、ぜひ山形村で行っています18歳までの窓口無料についても延長されるよう希望しまして、この条例については賛成とします。

○議長（平沢恒雄君） 討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。



(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第33号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」は、原案可決することに決定しました。

日程第15、議案第34号「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第34号「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について」は、原案可決することに決定しました。

日程第16、議案第35号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第35号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について」は、原案可決することに決定しました。

日程第17、議案第36号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告

のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第36号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案可決することに決定しました。

日程第18、議案第37号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第37号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」は、原案可決することに決定しました。

日程第19、議案第38号「平成28年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第38号「平成28年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」は、原案可決することに決定しました。

日程第20、議案第39号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第3号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第39号「平成29年度山形村一般会計補正予算(第3号)」については、原案可決することに決定しました。

日程第21、議案第40号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第40号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案可決することに決定しました。

日程第22、議案第41号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第41号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」については、原案可決することに決定しました。

以上で、既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました請願・陳情に対する意見書作成等、議案整理のため、暫時休憩します。

休憩。

(午後 2時32分)

---

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時33分)

---

◎発議第3号

○議長（平沢恒雄君） 日程第23、発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

(上条浩堂君 登壇)

○2番（上条浩堂君） 発議第3号の「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思えます。

義務教育費国庫負担制度は、すべての国民に対し、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等及びその水準の維持向上を図る目的であり、国の責務であります。

しかしながら、義務教育費の国庫負担金を減額し、地方自治体へその負担を強いてきました。そのために地方財政は圧迫され、地方自治法の本旨に基づく主体的な行政の確保が困難になり、教育の機会均等及びその維持向上も保証されなくなるおそれがあると考えられます。

以上の理由により「義務教育費国庫負担制度」が堅持されることを強く要望する意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより、本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないので、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についての件は、原案可決することに決定しました。

---

#### ◎発議第4号

○議長（平沢恒雄君） 日程第24、発議第4号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

(上条浩堂君 登壇)

○2番（上条浩堂君） 発議第4号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

国の「学級定員」は35人に引き下げられましたが、小学校1年生のみの実施となっています。子どもたちの成長や教育効果を考えれば生活集団と学習集団が一致していることが望ましく、学校おけるさまざまな問題を解決する上でも全学年での学級定員引き下げを実施し、教員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことが求められています。山積みする教育課題の解決など多くの課題があり、それらの課題を解決するには、教育の諸条件を整備する必要があります。

そこで、早期に少人数学級の実現と教育予算の増額を求め、関係機関へ意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学

大臣、総務大臣です。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第4号「国の責任による35人学級推進と、教育予算増額を求める意見書」の提出についての件は、原案可決することに決定しました。

---

◎発議第5号

○議長（平沢恒雄君） 日程第25、発議第5号「長野県梓川高等学校の存続・発展を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（上条浩堂君 登壇）

○2番（上条浩堂君） 発議第5号「長野県梓川高等学校の存続・発展を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思います。

長野県教育委員会は、高等学校を「都市部存立普通校」や「中山間地存立校」などに区分し、在籍生徒数が一定条件をクリアできない場合は、県と高校が協議し統廃合等を進めていくとしています。

しかしながら、梓川高等学校の地理的条件を考えたときに、当山形村から通う生徒

から見ても、自転車通学のできる松本西部地区に存在する唯一の普通高校であります。

このような状況ですので、梓川高校の現行体制である生徒数、1学年160名、学級数1学年4学級を維持し、学校が存続できるよう意見書を長野県知事、長野県教育長、長野県議会議長に提出するものです。

ご審議お願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより、本案に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第5号「長野県梓川高等学校の存続・発展を求める意見書」の提出についての件は、原案可決することに決定しました。

---

#### ◎発議第6号

○議長（平沢恒雄君） 日程第26、発議第6号「道路整備事業に係る財政上の特別措置に関する法律による補助率かさ上げ措置の継続に関する意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

新居禎三議員。

（新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） 発議第6号「道路整備事業に係る財政上の特別措置に関する法律による補助率のかさ上げ措置の継続に関する意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

道路は、社会生活を送っていく上で根幹をなす社会資本です。

現在、地域高規格道路事業や交付金事業には「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により補助率のかさ上げがなされており、当村においても現在、社会資本整備総合交付金事業によるグリーンロードの舗装補修事業が実施されています。

しかし、このかさ上げ措置は平成29年度までの時限措置であり、今後村で予定されている舗装補修事業も事業実施に支障が出るのが懸念されます。

したがって、現在の補助率かさ上げ措置を平成30年度以降も継続するよう意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、国土交通大臣、財務大臣です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第6号「道路整備事業に係る財政上の特別措置に関する法律による補助率かさ上げ措置の継続に関する意見書」の提出についての件は、原案可決することに決定しました。

---

◎付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第27「付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出について」を議題といたします。



総務産業常任委員長より、会議規則第75条の規定による付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査については、総務産業常任委員長申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、総務産業常任委員長の申出のとおり、閉会中もなお継続審査することに決定しました。

---

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第28、「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査については、各委員長申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお所管の事務調査をすることに決定しました。

---

◎議員派遣の件について

○議長（平沢恒雄君） 日程第29「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

---

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君）　ここで、村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

（本庄利昭君　登壇）

○村長（本庄利昭君）　閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の早朝、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、我が国の国土を通過し、襟裳岬沖2,000キロメートルに着水する事態が発生いたしました。幸い、今のところ被害は確認されていない状況であります。

また、この週末には非常に強い台風18号の接近に伴う本村への被害も懸念されるところであります。

今月5日に開会され、11日間にわたり開催されてまいりました本定例会は、本日、すべての日程を終了し閉会となります。

今議会に提案いたしました諮問1件、平成28年度の決算認定7会計、平成29年度の補正予算3会計、また、条例の一部改正などの議案6件につきましては、それぞれご審議の上、同意・認定・可決をいただきました。また、本日追加で提案いたしました人事案件2件につきましても同意をいただき、深く感謝を申し上げます。

今議会の開催中、議員各位からいただきましたご意見、提言などにつきましては、十分に検証を行い、今後の村政運営の参考とさせていただきます。

最後に、議員の皆様には、季節の変わり目でもございますので、健康にはくれぐれもご留意の上、今後とも村政発展のためにより一層のご活躍をご祈念申し上げまして閉会のあいさつとさせていただきます。

---

◎閉会宣告

○議長（平沢恒雄君）　以上で、平成29年第3回議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後　2時52分）

---